

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都土地利用審査会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	国土利用計画法第39条、東京都土地利用審査会条例
設置年月日	昭和49年10月25日
機関の目的 ・所掌内容	国土利用計画法により、その権限に属させられた事項（知事が行う規制区域の指定、指定の解除等の確認、許可基準の運用についての事前審査等）を処理する。
委員数	5人 (うち、女性委員数 2人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	会議において取り扱う情報が、個人情報等を含む等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき、又は会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審議の内容に個人情報が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。
備考	—
HPのURL	https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/tochiriyou/
問い合わせ先	都市整備局都市づくり政策部都市計画課 電話番号：03-5388-3216 FAX番号：03-5388-1351